

(お知らせ)

「原子力発電所に関する情報について」の福島県への説明について

平成 21 年 12 月 4 日
東京電力株式会社
福島第一原子力発電所

平成 20 年 11 月 19 日、福島県原子力安全対策課に当社原子力発電所に関する情報提供があり、11 月 20 日、福島県から当社にその内容についての連絡をいただきました。

その後、本情報提供に係る内容についての調査を実施しておりましたが、その結果を報告書にとりまとめ、本日、福島県へ説明いたしましたので、お知らせいたします。

また、経済産業省原子力安全・保安院にも同報告書を提出し、原子力発電所の出入り管理に関わる事例であることから、厳格な出入り管理の徹底について注意を受けました。

今後、同院の指導・助言のもと、引き続き、関係者に対する教育を適宜実施し、同様の事象が繰り返し発生しないよう取り組んでまいります。

説明概要につきましては、以下の通りです。

【説明概要】

1. 情報提供内容

<平成 20 年 11 月 19 日に情報提供があった内容>

- 10 月 21 日、22 日に実施された福島第一原子力発電所の防災訓練の際に、東京電力社員が身分照合をしないで見学者を発電所内に入れたとの話がある。

2. 調査経緯および結果

- 本情報提供を受け、福島第一原子力発電所において防災訓練が実施された平成 20 年 10 月 21 日、22 日に発電所へお越しいただいた見学者全員を対象として、社内での書類調査および関係者の聞き取り調査を行いました。
- 調査の結果、これらの見学者全員（延べ 13 組 250 名）に対して、当社社員、サービスホール委託員（以下、当社関係者）、見学団体の代表者が本人確認を実施しておりましたが、当社関係者の本人確認手続きが不十分であったこと等の事例が居合わせた方に本人確認が行われていないという印象を与えたと思われる事例を 3 件確認しました。
- このうち 1 件は、社内手続きに基づき見学団体の代表者による身分保証の後に、当社関係者が代表者へ確認を行っていたため、問題はありませんでした。
- しかし、他の 2 件については、見学者に対する本人確認を行う社内手続きに不十分な点があったことがわかりました。

- ・業務上平素から応接していた当社社員が相対して実質的な本人確認を行っていたものの、定められた手続きでの確認を行っていなかった事例
- ・見学団体の代表者が本人確認を行っていたものの、当社関係者による本人確認が一部の見学者に対して正確に行われていなかった可能性のある事例

3. 再発防止対策

- 見学者等が原子力発電所へ入構する際の本人確認をより一層的確に行うため、社内手順の見直しと関係者への注意喚起・見学者案内に関する再教育を行いました。

以 上

<添付資料>

- ・福島県へ情報提供のあった件に関する調査報告

平成21年12月4日

福島県へ情報提供のあった件に関する調査報告

東京電力株式会社
福島第一原子力発電所

平成20年11月19日福島県に情報提供のあった件に関して、以下の通り調査結果を報告いたします。

1. 調査対象

福島第一原子力発電所において防災訓練が実施された平成20年10月21日、22日の見学者及び見学者が発電所へ入構する際の身分照合等による本人確認（以下、「本人確認」という）を行った当社社員等を調査対象とした。

<平成20年11月19日に情報提供があった内容>

10月21日、22日に実施された福島第一原子力発電所の防災訓練の際に、東京電力社員が身分照合をしないで見学者を発電所内に入れたとの話がある。

2. 調査方法

本人確認は、当社社員またはサービスホール委託員が、社内の手順に基づき入構前に行っている。

提供された情報では、「・・・東京電力社員が身分照合をしないで見学者を・・・」とあることから、当該日に当社社員、サービスホール委託員が行った見学者に対する本人確認が適切に実施されていたか否かを以下の調査により確認する。

(1) 書類調査

当該日の見学者に対する本人確認の際に使用された見学者の名簿（以下、「見学者名簿」という）と、防護管理グループマネージャーが発電所構内入構前までに承認した見学者名簿に相違のないことを確認する。

(2) 聞き取り調査

本人確認を行った当社社員、サービスホール委託員に対して、本人確認

を所定の手続き(当社社員、サービスホール委託員が本人確認証票を直接確認すること、または、見学団体の代表者による身分保証が行われていることを代表者に確認すること)に従って行ったか否かを聞き取り調査により確認する。

なお、当社社員、サービスホール委託員が本人確認を行った際に、その場に居合わせた見学対応を行った当社社員^(注1)にも、本人確認の実施状況に関して聞き取りを行う。

(注1)：防災訓練当日は、大勢の見学者が来所されることから、通常案内業務を行っている当社社員、サービスホール委託員以外の者も見学対応の応援を行っている。

3. 調査体制

- (1) 調査責任者を福島第一原子力発電所品質・安全部長とする。
- (2) 書類調査は、福島第一原子力発電所品質・安全部長、品質・安全担当、品質・安全部所属のグループマネージャーにより確認作業を行い、またダブルチェックとして同時に本店福島第一品質監査部が確認作業を行う。
- (3) 聞き取り調査は、福島第一原子力発電所品質・安全部長、品質・安全担当、品質・安全部所属のグループマネージャーにより実施する。聞き取りにあたっては、本店福島第一品質監査部が立会う。

4. 調査結果

(1) 書類調査

防護管理グループマネージャーが発電所構内入構前までに承認した見学者名簿と、本人確認の際に使用された見学者名簿に相違のないことを確認した。

見学者は、2日間合計で13組250名(防災訓練の見学者9組151名、その他の一般見学者4組99名)であった。

(添付資料-1)

なお、見学の案内先は以下に記すとおりで、発電所建屋内への見学は実施されなかった。

防災訓練見学者：消防訓練場所(発電所港湾)、防災モニタリングロボットの活動訓練(発電所構内)及び緊急時対策室(事務本館)

一般見学者：シミュレータ室(事務本館)、技能訓練棟(発電所構内)及び構内見学(バス車内)

(2) 聞き取り調査

本人確認を行った当社社員、サービスホール委託員17名及びその場に居合わせた見学対応の当社社員6名に対して、本人確認を適切に行ったか否かについて聞き取り調査により確認した。なお、聞き取り調査を行っていく過程で、一部十分な情報が得られなかったため、見学団体の代表者（福島県職員）にも確認を行った。

聞き取りの結果、見学者全員について実質的な本人確認は行われていたことを確認したものの、情報提供の要因に繋がったと思われる以下の事例を3件確認した。

【情報提供の要因に繋がったと思われる事例】

① 見学団体の代表者の身分保証により本人確認を行っていた事例

「県公募の関係行政機関等参観」において、本人確認証票を所持していなかった見学者1名に対し、社内で定めた手続きに基づき、見学団体の代表者（福島県職員）により身分保証がなされていることを当社社員が確認することにより、本人確認を行っていた。

② 業務上平素から応接していた当社社員が相対して実質的な本人確認を行っていた事例

周辺地域社外団体5名及び「ふくいちモニター」10名の皆さまの発電所への入構に際しては、平素より業務上応接して、本人を十分に熟知した当社社員が出迎えることにより、実質的な本人確認を行っていたが、この確認の手続きは、社内で定めた手続きではなく、手続き上、本人確認が不十分だった不適合事例である。

なお、周辺地域社外団体5名については、同団体の本人確認が行われたうえで委員として選任され、委嘱状の交付を受けており、「ふくいちモニター」10名については、当社による本人確認後、委員として委嘱状の交付を受けている。

③ 見学団体の代表者が本人確認を行っていたものの、当社関係者による本人確認が一部の見学者に対して正確に行われていなかった可能性のある事例

「県公募の関係行政機関等参観」バス4台中1台のバスの見学者については、当社社員、サービスホール委託員による本人確認が一部の見学者に対して正確に行われていなかった可能性があることが分かった。

これは、事前に届出のあった見学者名簿に記載のなかった4名の方（見学当日に追加で見学希望があった方）について、見学者名簿への追記作業と防

護管理グループマネージャーへの発電所構内入構前までの追加承認依頼が発生したため、当社社員、サービスホール委託員による本人確認作業が錯綜し、本人確認実施状況を明確に憶えていないことに加え、本人確認記録も残されていなかった。

本事例は、見学団体の代表者（福島県職員）による本人確認は的確に実施されていたものの、当社社員、サービスホール委託員により一部の見学者に対して本人確認が正確に行われていなかった可能性がある不適合事例である。

(3) 評価

調査の結果、見学者は当社社員、サービスホール委託員、見学団体の代表者いずれかにより本人確認が実施され、発電所の構内へ入構していた。

一方、前記の3事例が、その場に居合わせた方に本人確認が行われていないという印象を与えた可能性があり、うち2事例については、手続き上、本人確認が不十分であった、または不十分である可能性があった。

5. 再発防止対策

原子力発電所入構の際の本人確認をより一層的確に行うため、社内手順の見直し（見学者名簿の様式変更等）と関係者への注意喚起・見学者案内に関する再教育を行った。

また、本件は原子力発電所の出入り管理に関する事例でもあることから、調査の結果を経済産業省原子力安全・保安院にも報告するとともに、同院の指導・助言のもと、引き続き、関係者に対する教育を適宜実施し、同様な事象が繰り返し発生しないよう取り組んでいく。

6. 添付資料

(1) 防災訓練期間中の見学者入構実績

以 上

防災訓練期間中の見学者入構実績

件名		入構月日	人数	備考
防災訓練 視察	IAEA	10/21	16	
	周辺地域社外団体	10/21	5	
	マスコミ関係	10/21	23	
	電力関係	10/21	31	
	県公募の関係行政機関等参観	10/21	15	1号車
		10/21	16	2号車
		10/22	13	1号車
		10/22	22	2号車
	ふくいちモニター	10/22	10	
小 計			151	
一般見学	×××町自治会	10/21	39	
	△△△会	10/21	27	
	〇〇市 ×××講座	10/22	15	
	××町 △△△△協議会	10/22	18	
	小 計			99
合 計			250	